

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則 7-1452

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7-27）の一部を次のように改正する。

第11条第6項を次のように改める。

6 条例第17条第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- （1）牛、豚又は家きんに係る条例第17条第1項第3号に規定する作業
 - （2）家畜のと殺作業（前号に掲げる作業を除く。）であつて人事委員会が認める作業
- 第11条に次の1項を加える。

7 条例第17条第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）前項第1号に掲げる作業 1,470円
- （2）前項第2号に掲げる作業 760円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年11月1日から適用する。

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則 7-1453

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7-29）の一部を次のように改正する。

第5条の5を第5条の6とし、第5条の4を第5条の5とし、第5条の3の次に次の1条を加える。

（警衛警護手当）

第5条の4 条例第7条第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める作業は、心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会が認める作業とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

目 次 ページ

規 則

○北海道農政部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………（農政課） 1

道人事委員会規則

○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
○北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則…………… 3
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… 3

規 則

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第77号

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第91号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1の10の項(5)」を「別表第1の11の項(5)」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

令和5年（2023年）12月27日（水曜日）

北 海 道 公 報

号外第21号 1

令和5年12月27日

北海道人事委員会委員長 織田 亨

北海道人事委員会規則7-1454

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-137）の一部を次のように改正する。

附則別表及び別表を次のように改める。

附則別表

職員の区分 期間の区分	第2条第2項 の職を占める 職員	第2条第3項 の職を占める 職員
1 年 未 満	円 35,800	円 38,900
1 年以上 2 年未満	35,800	38,900
2 年以上 3 年未満	35,800	38,900
3 年以上 4 年未満	35,800	38,900
4 年以上 5 年未満	35,800	38,900
5 年以上 6 年未満	35,800	38,900
6 年以上 7 年未満	34,500	38,900
7 年以上 8 年未満	33,300	36,100
8 年以上 9 年未満	32,000	33,300
9 年以上10年未満	30,700	30,500
10年以上11年未満	29,500	27,700
11年以上12年未満	28,200	24,900
12年以上13年未満	27,000	22,100
13年以上14年未満	25,700	19,300
14年以上15年未満	24,700	16,500
15年以上16年未満	23,700	13,700
16年以上17年未満	22,800	10,900
17年以上18年未満	21,800	8,100
18年以上19年未満	20,800	5,300
19年以上20年未満	19,800	2,500
20年以上21年未満	18,800	
21年以上22年未満	18,400	
22年以上23年未満	18,000	

23年以上24年未満	17,300	
24年以上25年未満	16,900	
25年以上26年未満	16,500	
26年以上27年未満	16,000	
27年以上28年未満	15,600	
28年以上29年未満	15,100	
29年以上30年未満	14,800	
30年以上31年未満	14,600	
31年以上32年未満	14,100	
32年以上33年未満	13,500	
33年以上34年未満	12,900	
34年以上35年未満	12,400	
備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、 採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の 期間を示す。		

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	第2条第1項 第1号の職を 占める職員	第2条第1項 第2号の職を 占める職員	第2条第2項 の職を占める 職員	第2条第3項 の職を占める 職員
1 年 未 満	円 415,600	円 309,200	円 51,100	円 55,500
1 年以上 2 年未満	415,600	309,200	51,100	55,500
2 年以上 3 年未満	415,600	309,200	51,100	55,500
3 年以上 4 年未満	415,600	309,200	51,100	55,500
4 年以上 5 年未満	415,600	309,200	51,100	55,500
5 年以上 6 年未満	415,600	309,200	51,100	55,500
6 年以上 7 年未満	415,600	309,200	49,300	55,500
7 年以上 8 年未満	415,600	309,200	47,500	51,500
8 年以上 9 年未満	415,600	309,200	45,700	47,500
9 年以上10年未満	415,600	309,200	43,900	43,500
10年以上11年未満	415,600	309,200	42,100	39,500
11年以上12年未満	415,600	309,200	40,300	35,500
12年以上13年未満	415,600	309,200	38,500	31,500
13年以上14年未満	415,600	309,200	36,700	27,500
14年以上15年未満	415,600	309,200	35,300	23,500

15年以上16年未満	415,600	309,200	33,900	19,500
16年以上17年未満	411,200	305,900	32,500	15,500
17年以上18年未満	406,800	302,600	31,100	11,500
18年以上19年未満	402,400	299,300	29,700	7,500
19年以上20年未満	398,000	296,000	28,300	3,500
20年以上21年未満	393,600	292,700	26,900	
21年以上22年未満	375,700	279,700	26,300	
22年以上23年未満	355,900	265,700	25,700	
23年以上24年未満	336,600	252,200	24,700	
24年以上25年未満	317,200	238,300	24,100	
25年以上26年未満	297,700	224,600	23,500	
26年以上27年未満	275,000	207,000	22,900	
27年以上28年未満	252,800	189,900	22,300	
28年以上29年未満	230,400	172,600	21,500	
29年以上30年未満	207,600	155,000	21,200	
30年以上31年未満	182,800	137,000	20,800	
31年以上32年未満	157,900	118,700	20,200	
32年以上33年未満	133,300	100,800	19,300	
33年以上34年未満	97,500	76,200	18,400	
34年以上35年未満	62,200	51,900	17,700	
備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。				

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7－1455

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－280）の一部を次のように改正する。

第29条の8第1項第1号中「100分の114.5以上100分の200」を「100分の117以上100分の205」に、「100分の138.5以上100分の240」を「100分の141以上100分の245」に改め、同項第

2号中「100分の106.5以上100分の114.5」を「100分の109以上100分の117」に、「100分の127.5以上100分の138.5」を「100分の130以上100分の141」に改め、同項第3号中「100分の98.5」を「100分の101」に、「100分の118.5」を「100分の121」に改め、同項第4号中「100分の93.5」を「100分の94.5」に改める。

第29条の8の2第1号中「100分の48.5」を「100分の49.75」に、「100分の58.5」を「100分の59.75」に改め、同条第2号中「100分の47」を「100分の48.25」に、「100分の57」を「100分の58.25」に改め、同条第3号中「100分の46」を「100分の47.25」に、「100分の56」を「100分の57.25」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給与の支給に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7－1456

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7－405）の一部を次のように改正する。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

111			43	
112			43	
113			44	

$$\begin{array}{cc} \overline{\quad} & \overline{\quad} \\ 26 & 25 \end{array}$$

号外第21号 7

22	1	1	6	2	76	34	27	43	31
23	1	1	7	3	77	35	27	43	32
24	1	1	8	4	78	35	28	44	32
25	1	1	9	5	79	36	28	44	32
26	2	1	10	6	80	36	28	44	32
27	3	1	11	7	81	37	29	45	33
28	4	1	12	8	82	37	30	45	33
29	5	1	13	9	83	38	31	45	34
30	6	1	14	10	84	38	32	46	34
31	7	1	15	11	85	39	33	46	35
32	8	1	16	12	86	39	33	46	
33	9	1	17	13	87	40	33	47	
34	10	2	18	14	88	40	33	47	
35	11	3	19	15	89	41	34	47	
36	12	4	20	16	90	41	34	48	
37	13	5	21	17	91	42	34	48	
38	14	6	22	17	92	42	34	48	
39	15	7	23	18	93	43	35	49	
40	16	8	24	18	94	43	35	49	
41	17	9	25	19	95	44	35	49	
42	17	10	26	19	96	44	35	50	
43	18	11	27	20	97	45	36	50	
44	18	12	28	20	98	46	36	50	
45	19	13	29	21	99	47	36	51	
46	19	14	29	21	100	48	36	51	
47	20	15	30	22	101	49	37	51	
48	20	16	30	22	102	50	37		
49	21	17	31	23	103	51	37		
50	22	17	31	23	104	52	38		
51	23	17	32	24	105	53	38		
52	24	18	32	24	106	53	38		
53	25	18	33	25	107	53	38		
54	25	18	34	25	108	54	38		
55	26	19	35	26	109	54	39		
56	26	19	36	26	110	54	39		
57	27	19	37	26	111	55	39		
58	27	20	37	26	112	55	39		
59	28	20	37	27	113	55	39		
60	28	20	38	27	114	56	40		
61	29	21	38	27	115	56	40		
62	29	21	38	28	116	56	40		
63	29	22	39	28	117	57	40		
64	30	22	39	28	118	57	40		
65	30	23	39	29	119	58	41		
66	30	23	40	29	120	58	41		
67	31	24	40	29	121	59	41		
68	31	24	40	29					
69	31	25	41	30					
70	32	25	41	30					
71	32	25	42	30					
72	32	26	42	30					
73	33	26	42	31					
74	33	26	42	31					
75	34	27	43	31					

26

26

27

27

25

26

26

26

29

29

29

29

28

28

28

28

号外第21号 10

46 46 47 47 47 47 48 48 48 48 48 45 45 46 46 46 47 47 47 47 51 51 50 50
--

34

34

35

35

36

36

37

37

37

38

38

38

39

39

39

40

33

34

34

34

35

35

35

36

36

37

37

37

38

38

38

39

に、

41

41

41

41

42

42

42

を

40

40

41

41

41

41

41

に、

43

43

43

43

44

44

44

を

42

42

42

42

43

43

43

に改める。

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

65

66

66

67

67

68

68

69

70

71

72

73

74

74

44

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

66

67

68

68

69

70

71

72

に、

82

82

82

82

83

83

83

84

84

84

を

81

82

82

82

82

83

83

83

83

に、

86

86

87

87

87

88

88

88

89

89

89

90

90

90

90

91

91

91

92

92

92

93

93

93

94

94

94

95

95

を

85

85

85

86

86

87

87

87

88

88

88

89

89

89

90

90

90

91

91

91

92

92

92

93

93

94

94

94

95

95

に改め、

		<u>70</u>		<u>72</u>	
		<u>71</u>		<u>74</u>	
		<u>72</u>		<u>76</u>	
		<u>73</u>		<u>77</u>	
		<u>74</u>		<u>78</u>	
		<u>75</u>		<u>79</u>	
		<u>76</u>		<u>80</u>	
		<u>77</u>		<u>81</u>	
<u>62</u>	に改め、同表3級の欄中	<u>78</u>	を	<u>82</u>	に改める。
<u>63</u>		<u>79</u>		<u>83</u>	
		<u>80</u>		<u>84</u>	
		<u>81</u>		<u>85</u>	
		<u>82</u>		<u>86</u>	
		<u>83</u>		<u>87</u>	
		<u>84</u>		<u>88</u>	
		<u>86</u>		<u>89</u>	
		<u>88</u>		<u>90</u>	
		<u>90</u>		<u>91</u>	
別表第7の2ウの表1級の欄中					
<u>34</u>	を	<u>35</u>		<u>50</u>	に改め、同表3級
<u>36</u>		<u>38</u>		<u>51</u>	
<u>38</u>		<u>41</u>		<u>52</u>	
<u>40</u>		<u>44</u>		<u>54</u>	
<u>42</u>		<u>49</u>		<u>56</u>	
<u>44</u>		<u>54</u>		<u>59</u>	
<u>46</u>		<u>59</u>		<u>63</u>	
<u>48</u>		<u>64</u>		<u>66</u>	
<u>53</u>		<u>66</u>		<u>68</u>	
<u>58</u>		<u>68</u>		<u>69</u>	
<u>63</u>		<u>69</u>		<u>69</u>	
<u>68</u>					
		<u>53</u>		<u>54</u>	
		<u>54</u>		<u>56</u>	

				<u>55</u>		<u>58</u>	
				<u>56</u>		<u>60</u>	
				<u>60</u>		<u>64</u>	
				<u>64</u>		<u>68</u>	
				<u>68</u>		<u>72</u>	
				<u>72</u>		<u>76</u>	
の欄中	を	に、	を	<u>76</u>	に改め、同表4級の欄中	<u>80</u>	
				<u>80</u>		<u>86</u>	
				<u>86</u>		<u>92</u>	
				<u>92</u>		<u>98</u>	
				<u>98</u>		<u>104</u>	
				<u>104</u>		<u>108</u>	
				<u>108</u>		<u>112</u>	
				<u>112</u>		<u>113</u>	
				<u>51</u>		<u>52</u>	
				<u>54</u>		<u>56</u>	
				<u>57</u>		<u>60</u>	
				<u>60</u>		<u>64</u>	
				<u>62</u>		<u>66</u>	
				<u>64</u>		<u>68</u>	
				<u>66</u>		<u>70</u>	
	を	に、	「 <u>96</u> 」を「 <u>97</u> 」に改める。	<u>68</u>	<u>75</u>		
<u>70</u>				<u>80</u>			
<u>75</u>				<u>85</u>			
<u>80</u>				<u>88</u>			
<u>85</u>				<u>89</u>			
<u>89</u>				<u>90</u>			
<u>90</u>				<u>91</u>			
<u>91</u>				<u>92</u>			
別表第7の2エの表1級の欄中							
				<u>69</u>		<u>70</u>	
				<u>70</u>		<u>72</u>	
				<u>71</u>		<u>74</u>	

に、 49 」 54 を 55 に、 66 を 67 に、 56 」 57 」 「 72 73 74 75 76 77 78 79 」 73 74 75 76 77 78 80 」 「 105 106 107 108 110 112 113 114 」 「 106 108 110 112 113 114 115 」 「 121 122 123 124 126 128 130 131 」 「 122 124 126 128 129 130 131 」 を に、 を に、 を に改める。	90 92 93 94 95 96 97 98 99 100 102 104 106 108 111 114 117 120 」 94 96 97 98 99 100 101 102 103 104 107 110 113 116 118 120 121 」 に改め、同表 2 級の欄中 76 77 78 79 80 84 88 92 96 100 103 108 113 118 121 」 80 81 82 83 84 88 92 96 100 103 108 113 118 121 」 を に改め、同表 3
別表第 7 の 2 カの表 1 級の欄中 「 41 42 43 44 46 48 49 50 51 」 「 42 44 46 48 49 50 51 」 を に、	級の欄中 「 58 60 62 64 67 70 74 78 82 」 「 59 62 65 68 70 74 77 80 83 」 を に、 「 94 96 98 100 」 「 95 98 101 101 」 を に改める。
「 62 64 66 68 70 72 74 76 78 80 82 84 86 88 」 「 63 66 69 72 74 76 78 80 82 84 86 88 90 92 」 「 50 52 54 56 59 62 65 68 70 72 74 」 「 51 54 57 60 62 64 66 68 71 74 77 」	別表第 7 の 2 キの表 1 級の欄中 「 46 48 52 56 59 62 」 「 47 51 55 59 62 64 」 を に改める。

$\lceil 45$		$\lceil 46$
$\frac{46}{46}$		$\frac{48}{48}$
$\frac{47}{47}$		$\frac{50}{50}$
$\frac{48}{48}$		$\frac{52}{52}$
$\frac{50}{50}$		$\frac{54}{54}$
$\frac{52}{52}$		$\frac{56}{56}$
$\frac{54}{54}$		$\frac{58}{58}$
$\frac{56}{56}$		$\frac{60}{60}$
$\frac{58}{58}$		$\frac{62}{62}$
$\frac{60}{60}$		$\frac{64}{64}$
$\frac{62}{62}$	を	$\frac{66}{66}$
$\frac{64}{64}$		$\frac{68}{68}$
$\frac{66}{66}$		$\frac{70}{70}$
$\frac{68}{68}$		$\frac{72}{72}$
$\frac{70}{70}$		$\frac{74}{74}$
$\frac{72}{72}$		$\frac{76}{76}$
$\frac{74}{74}$		$\frac{79}{79}$
$\frac{76}{76}$		$\frac{82}{82}$
$\frac{78}{78}$		$\frac{85}{85}$
$\frac{80}{80}$		$\frac{85}{85}$
$\frac{82}{82}$		$\frac{85}{85}$
$\frac{84}{84}$		$\frac{85}{85}$

78		79
80		82
82	を	85
84		90
91		95
98		100

中欄の

57	を	58
58		60
59		62
60		64
63		67
66		70
69		73
72		76
76		80

50	51
52	54
54	57
56	60
59	62
62	64
65	66
69	71

<u>80</u>	<u>84</u>
<u>84</u>	<u>89</u>
<u>90</u>	<u>94</u>
<u>96</u>	<u>99</u>
<u>102</u>	<u>104</u>

57		58
58		60
59		62
60		64
61		65
62		66
63		67
64		68
65		69
66		70
67		71
68		72
69		73
70		74
71		75
72		76
73		77
74	を	78
75		79
76		80
77		81
78		82
79		83
80		84
82		86
84		88
86		90
88		92

に、	<u>112</u>	を	<u>113</u>
	<u>116</u>		<u>118</u>
	<u>120</u>		<u>123</u>
	<u>124</u>		<u>128</u>
	<u>127</u>		<u>131</u>
	<u>130</u>		<u>134</u>
	<u>133</u>		<u>137</u>
	<u>136</u>		<u>140</u>
	<u>140</u>		<u>144</u>
	<u>144</u>		<u>148</u>
	<u>148</u>		<u>152</u>
	<u>152</u>		<u>156</u>
	<u>156</u>		<u>159</u>
	<u>160</u>		<u>162</u>
<u>164</u>	<u>165</u>		

号外第21号 16

89	93
90	94
91	95
92	96
94	97
96	98
98	99

表6級の欄中「

69
72
75
78

」を「

72
76
78
80

」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸がこの規則による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号俸に達しない職員の当該適用又は当該異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は当該異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。